

ミャンマー：意匠出願、MIPD の電子出願システムにて 受理開始

概略

ミャンマーの 2019 年工業意匠法は、2023 年 10 月 31 日に施行された。2024 年 2 月 1 より、工業意匠法が定める保護を受けるため、工業意匠は、電子出願システムを通じて、ミャンマー知的財産局 (MIPD) に登録可能となっている。

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

詳細

(a) 工業意匠の登録

2019 年工業意匠法、および 2023 年工業意匠登録規則では、以下の者が工業意匠を出願する資格を有する：


- 工業意匠の創作者
- 創作者の後継者
- 職務上で工業意匠を創作した従業者の雇用者

出願人は、MIPD の工業意匠電子出願システムを通じて出願することで、工業意匠の保護を申請できる。工業意匠法による保護を受けるためには、工業意匠は新規性があり、かつ独創的でなければならない。工業意匠を構成するすべての製品がロカルノ協定が定める国際分類で同一分類に該当する場合、単一出願で複数の意匠を保護することができる。工業意匠の登録期間は 5 年、2 回更新可能であり、最長 15 年間保護される。

出願に必要な情報は以下の通り：

- 出願者の詳細
 - 出願者が自然人の場合：氏名、ナショナルセキュリティカード番号（外国人の場合はパスポート番号）、並びに住所
 - 出願者が法人の場合：会社名、登録番号、組織の種類、設立国、並びに住所
- 出願人が意匠の創作者でない場合：創作者の氏名、国籍と住所
- 出願人が代理人を選任した場合、代理人の指名、ナショナルセキュリティカード番号と住所
 - 出願人がミャンマー設立の法人でない場合、代理人選任の書式は出願人の居住国の公証人によって公証されなければならない。

日本語でのお問い合わせ：
Yoko Inoue (井上 洋子)
yoko.inoue@bakermckenzie.com

- 
- 工業意匠の国際分類に基づく製品表示
 - ロカルノ協定に基づく工業意匠の分類及び下位分類
 - 100 字以内の工業意匠の説明書

工業意匠の表記は、以下を含む一定の要件を満たす必要がある:

- 白黒またはカラーの図面、写真、グラフィックとして提示
- JPG 形式にて、2MB 以内、300 × 300dpi で作成
- 工業意匠の様々な側面(角度から)を表す図に次のような表示をする: 1.1、1.2、1.3、1.4 など
- 工業意匠のすべての部分を、明確かつはっきりと区別できる方法で、公告出版に適した品質で表現

オフィシャル料金は以下の通り:

- 工業意匠の登録出願: MMK 120,000 (約 60 米ドル)
- 工業意匠登録の手続き: MMK 100,000 (約 50 米ドル)

(b) 異議申立

工業意匠出願が MIPD の審査に合格すると、当該工業意匠は 60 日間の異議申立期間として公告される。工業意匠出願に対する異議申立は、何人も以下の理由により登録機関に行える:

工業意匠法における工業意匠の定義、すなわち、工業製品もしくは手工業製品の線、輪郭、色彩、形状、表面、織物もしくは製品またはそれらの外観もしくは装飾の特徴から生じるまたはそれらの全体もしくは一部の外観について、要件を満たさない:

- 工業意匠に独創性がない
- 工業意匠が技術または操作に関連する発明である(すなわち、意匠が機能的であり、単に美的なものではない)
- 公序良俗に反するものである
- 証拠が不十分であり、出願人は出願する権利を有しない。

異議申立がない場合、または出願人が工業意匠登録出願に対する異議申立の防御に成功した場合、登録官は工業意匠の登録証を付与する。

(c) 審判請求(アピール)

工業意匠の登録に関する登録官の決定に不服のある利害関係者は、知的財産庁(IP Agency)に審判を請求できる。この知的財産庁(IP Agency)は、特に登録官の決定に対する審判を審理するために、工業意匠法に基づいて設立された。さらに、利害関係者は、知的財産庁(IP Agency)の決定に対して、工業意匠法に基づいて設立された知的財産権裁判所(Intellectual Property Rights Court)に上訴できる。



(d) 知的財産権裁判所の手続き

連邦最高裁判所は、知的財産権裁判所など特定の裁判所に工業意匠に関する裁判権を付与している。知的財産権裁判所は、工業意匠に関する民事と刑事の両方の管轄権を有し、侵害事件や仮処分申請を審理することができる。

重要なポイント

ミャンマーにおいて工業意匠の保護が出願可能となった現在、知的財産権所有者は、現在と将来提供するであろう製品の範囲を検討の上、ミャンマーにおける権利および利益を保護するために十分な工業意匠出願を検討することが賢明である。工業意匠の登録は、知的財産のライセンス付与、第三者による不正使用の抑止、事業価値の向上など、多くのメリットをもたらす。

ミャンマーの工業意匠について、その影響やメリット等詳しくお知りになりたい場合は、ベーカー・マッケンジーの担当者まで問い合わせいただきたい。

私共は、引き続きミャンマーにおける知的財産権の動向を注意深く見守り続けます。ご質問やご不明な点等ございましたら、何なりとお問い合わせください。